

小野町所有の登録商標の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小野町が所有する登録商標(以下「商標」という。)の使用の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(承諾)

第2条 町長は、第4条の規定に適合すると認められる次に掲げる者に対し、商標使用を承諾するものとする。

(1) 町内に住所又は事業所を有する事業者、団体等

2 前項に規定する承諾は、別表に掲げる区分ごとに行うものとする。

(申出)

第3条 商標使用の承諾を得ようとする者(以下「承諾申出者」という。)は、商標使用承諾申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次のいずれかが添付しなければならない。

(1) 商品(包装紙等も含む。)

(2) 商品の写真又は画像ファイル(フロッピーでの提出可)

(基準)

第4条 町長は、前条第1項の申出書の提出があったときは、当該申出書に係る商品について次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 小野町の産物を使用していること。または、小野町において製造、加工していること。

(2) 業界での製法基準及び表示義務をクリアしていること。

(3) 本商標のみを使用するものであること。

(4) 原則として継続的な市場への供給が可能なものであること。

(5) 身体・財産等に危害を及ぼすものでないこと。

(6) 公序良俗に反するものでないこと。

2 町長は、前項に規定する審査において必要があると認めるときは、承諾申出者の意見を聴くものとする。

(不承諾)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、商標使用の承諾をしないものとする。

(1) 前条第1項第1号から第7号までの規定に適合しないと認められるもの

(2) 第9条の規定により承諾を取り消された者

(3) 前号に規定する者を構成員とする団体

(条件)

第6条 町長は、商標使用の承諾をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 商品に商標所有者並びに当該商品の製造者又は販売者の住所、氏名及び連絡先を表示すること。
 - (2) 商品の製造・販売については、適正な管理をすること。
 - (3) 商品の購入者からの問合せに対し、誠実かつ良心的な対応をすること。
 - (4) 商品の購入者からの苦情については、速やかに町長に報告すること。
 - (5) 前各号の条件に反すると町長が認めるときは、承諾を取り消すこと。
- (有効期間)

第7条 商標使用承諾の期間は、1年とし、双方異存がない場合は自動継続とする。

- 2 町長は、商標使用承諾の期間について正当な理由があると認めるときは、当該期間を前項の規定によらないことができるものとする。
- (通知)

第8条 商標使用を承諾としたときは、承諾申出者に商標使用承諾通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- 2 商標使用を承諾としないときは、承諾しない理由を付した商標使用不承諾通知書(様式第3号)を送付するものとする。
- (取消等)

第9条 町長は、商標使用者が第6条に規定する承諾の条件に反していると認められるときは、期間を定めて改善を求め、改善に応じないときは、当該承諾の取消をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

美女伝説

区分	指定商品
第29類	乳製品・食用油脂・食肉・卵・食用魚介類(生きているものを除く)・冷凍野菜・冷凍果実・油揚げ・凍り豆腐・こんにゃく・豆乳・豆腐・納豆・カレー・シチュー又はスープのもと・加工卵・お茶漬けのり・なめ物・ふりかけ・豆・食用たんぱく
第30類	アイスクリーム用凝固剤・家庭用食肉軟化剤・ホイップクリーム用安定剤・食品香料(精油のものを除く)・茶・コーヒー及びココア・菓子及びパン・調味料・氷・香辛料・アイスクリームのもと・シャーベットののもと・コーヒー豆・ぎょうざ・サンドイッチ・しゅうまい・すし・たこ焼き・肉まんじゅう・ハンバーガー・ピザ・べんとう・ホットドッグ・ミートパイ・ラビオリ・イーストパウダー・こうじ・酵母・ベーキングパウダー・即席菓子ののもと・食用グルテン・酒かす・米・脱穀済みのえん麦・脱穀済みの大麦・食用粉類
第31類	生花の花輪・釣り用餌・ホップ・食用魚介類(生きているものに限る)・海藻類・野菜・糖料作物・果物・麦芽・あわ・きび・ごま・そば・とうもろこし・ひえ・麦・粳米・もろこし・飼料用たんぱく・飼料・種子類・木・草・芝・ドライフラワー・苗・苗木・花・牧草・盆栽・獣類・魚類(食用のものを除く)・鳥類及び昆虫類(生きているものに限る)・蚕種・種繭・種卵・うるしの実・未加工のコルク・やしの葉
第32類	ビール・清涼飲料・果実飲料・ビール製造用ホップエキス・乳清飲料
第33類	日本酒・洋酒・果実酒・中国酒・薬味酒

備考：区分については、商標法施行規則(昭和35年通商産業省令第13号)第6条の規定による区分の例による

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

商標使用承諾申出書

年 月 日

小野町長 様

申出者 住所

氏名 印

電話番号

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

このことについて、小野町所有の登録商標の使用に関する要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申出します。

1 商標使用商品名	
2 製造場所	
3 新規開発商品	新規開発である・そうではない(いずれかに)
4 原材料 (すべて記入)	
5 製造方法 (加工技術)	

(裏面につづく)

(裏)

6 ターゲット及び購買用途				
7 賞味方法				
8 商品のアピール点				
9 重量・入数・価格	重量	入数	販売価格	備考
10 添付書類等	商品・商品の写真又は画像ファイル(フロッピー) 商品に関する印刷物(包装紙、しおり等)			

11 その他

担当者名		連絡先住所	
電話番号		FAX 番号	
Eメール			

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

商標使用承諾通知書

住所

氏名 様

小野町長 印

年 月 日付で申出のあった登録商標の使用については、下記のとおり承諾しましたので、小野町所有の登録商標の使用に関する要綱第 8 条の規定により通知します。

記

項目	内容
1 登録商標名	
2 商標使用承認の商品	
3 商標使用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 商標区分	第 類

5 商標使用承認の条件	<p>承認した商品に「美女伝説」、製造・販売者の住所・氏名及び連絡先等、必要事項を表示してください。</p> <p>商品の製造・販売について、適正な管理をしてください。</p> <p>消費者からの問合せについて、誠実かつ良心的な対応をしてください。</p> <p>商品の購入者からの苦情については、速やかに町長に報告してください。</p> <p>上記の商標使用承諾条件に反したと町長が認めるときは、承諾を取り消すことがあります。</p>
-------------	--

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

商標使用不承諾通知書

住所

氏名

様

小野町長

印

年 月 日付で申出のあった登録商標の使用については、これを不承諾としましたので、小野町所有の登録商標の使用に関する要綱第 8 条の規定により通知します。

記

不承諾の理由	
--------	--